附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後に開始した事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

省　令

○財務省・経済産業省令第四号

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十日

財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第十八条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（危機対応準備金の額）

第十八条　商工組合中央金庫の危機対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一　法附則第一条の二第三項の規定により危機対応準備金の額を増加する場合　同条第二項の規定により出資された額の全額

二　法第四十四条第四項の規定により危機対応準備金の額を増加する場合　同項に定める額

2　商工組合中央金庫の危機対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

一　法第四十四条第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合　同項第一号の額に相当する額

二　法第四十五条第一項の規定により危機対応準備金を国庫に納付する場合　同条第三項第一号の額に相当する額

第十九条の見出し中「特別準備金の額」を「危機対応準備金又は特別準備金の額」に改め、同条第一項中「規定にかかわらず、」の下に「法第四十四条第一項の規定により危機対応準備金の額又は」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号又は同条第二項第一号」に改め、同条第二項中「法第四十四条第四項の規定により」の下に「危機対応準備金の額又は」を加える。

第二十条の見出し中「特別準備金の額」を「危機対応準備金又は特別準備金の額」に改め、同条第一項中「規定にかかわらず、」の下に「法第四十四条第一項の規定により危機対応準備金の額又は」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号又は同条第二項第一号」に改め、同条第二項中「法第四十四条第四項の規定により」の下に「危機対応準備金の額又は」を加える。

第二十一条の見出し中「特別準備金」を「危機対応準備金又は特別準備金」に改め、同条中「法第四十七条の二第二項」を「法第四十七条第二項及び法第四十七条の二第二項」に改める。

第二十二条の見出し中「特別準備金」を「危機対応準備金又は特別準備金」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十六号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二条第三項、第十四条第一項及び第三項、第十七条の四（同法第十七条の十九において準用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十日

国土交通大臣　金子　一義

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の六第一号中「中等教育学校」の下に「若しくは同法第百二十四条の専修学校」を加える。

第二十六条第一項中「若しくは中等教育学校」の下に「若しくは同法第百二十四条の専修学校」を加える。

第二十七条に次の一項を加える。

7　第二十五条の規定にかかわらず、第五十六条第一号ニの登録船舶職員養成施設の課程を修了した者（前条第一項に掲げる者を除く。）であつて、当該課程において、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習を二月以上行つた履歴を有する者が、修了後、総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、実習又は船舶の運航に関する職務を六月以上行つた履歴を有するときは、六級海技士（航海）試験を受けることができる。

第三十四条の表中「

試　験	無線従事者の資格

」を「

海技試験	無線従事者の資格

」に改める。

第五十七条第六号中「船橋当直三級海技士（航海）第一種養成施設」の下に「、六級海技士（航海）第一種養成施設」を加え、同条第七号イ中「登録船舶職員養成施設」の下に「の課程」を加える。

第百四十四条第一項中「指定試験機関。」を「指定試験機関」に改める。

第百四十四条の二の表中「講習の種類」を「講習の種別」に改める。

別表第一の四第六号中「操だ装置」を「操舵装置」に改める。

別表第六第一号の表三級海技士（航海）試験の項中「一年。ただし、その一部の期間は、練習船以外の船舶による実習又は船舶の運航をもつて代えることができる。」を「一年（ただし、その一部の期間は、練習船以外の船舶による実習又は機関の運転をもつて代えることができる。）」に、「六月。」を「六月」に改める。

別表第六第六号の表の見出し中「独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海技士コース（六級航海専修）」を「専修学校又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海技士コース（六級航海専修）」に、同表中「七以上」を「十二（七）以上」に改め、「期間には、練習船（総トン数千トン以上のものとする。）による実習が少なくとも二月なければならない。」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十日

国土交通大臣　金子　一義